

北海道告示第11154号

平成6年北海道告示第1926号（調理師法の規定による届出受理事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

2の表の欄中「北斗市本町188番地1号 種子田旅館内」を「函館市本町22-5第3LC館1F スナックてる内」に、「二世郡八雲町富士見町8-3 お食事処 みえちゃん内」を「松前郡松前町字福山29-2 和風小料理 さくら亭内」に、「茅部郡森町字御幸町5-7 森支部 荒木守方」を「松前郡松前町字福山29-2 和風小料理 さくら亭内」に、「千歳市錦町1丁目9-2 千歳料飲店組合内」を「千歳市清水町2丁目25 ほかほか弁当」に、「札幌市南区定山溪温泉西2丁目5 溪流荘 郷古親志方」を「札幌市南区定山溪温泉西2丁目5 職員共済組合定山溪保養所 溪流荘」に、「夕張 夕張郡長沼町字フシコ番外地 馬追温泉内」を追加し、「富良野市朝日町4番30号 すみれ旅館内」を「空知郡上富良野錦町1-1-10 味処 食いしん坊」に改め、「稚内市中央2丁目5番10号 香蘭ビル5F 稚内市料理飲食店組合内」を「稚内市大黒5丁目2番10号 栃谷保光方」に、「川上 標津郡中標津町東3条北1丁目7番 (有)中国料理大和殿内」を追加し、「帯広市東3条南3丁目1番地 十勝総合振興局保健行政室内」を「帯広市西7条南19丁目 北海道ホテル内」に改める。